

令和6年度「文化部活動改革（部活動の地域移行に向けた実証事業等）」募集要項

令和6年2月16日

本募集は、令和6年度文化庁予算の成立後、速やかに事業を開始できるように、令和6年度文化庁予算案の内容に基づき募集を行うものです。国会における予算審議の状況等によっては、内容の変更や規模の縮小、スケジュールの遅れ等が生じる場合がありますので、あらかじめ御了承の上応募してください。

また、内容の変更等が生じた場合には、応募書類の再提出や関係書類・資料の追加提出を求めることもありますので御了承願います。

1 事業の趣旨

少子化の中でも、将来にわたり我が国の子供たちが文化芸術に継続して親しむことができる機会を確保するため、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（令和4年12月スポーツ庁・文化庁）を踏まえ、文化部活動の地域連携や地域文化クラブ活動への移行に向けた環境の一体的な整備を図ることとしている。

このため、本事業では、子供たちが地域で文化芸術に継続して親しめる環境整備を進める際の課題解決に取り組むための実証を行い、その成果を効率的・効果的に全国に普及することで、地域の実情に応じた文化芸術活動の最適化と体験格差の解消を図る。

2 事業の概要

(1) 部活動の地域移行に向けた実証事業等

文化部活動の地域連携や地域文化クラブ活動への移行に向けた環境の一体的な整備に向け、下記Ⅰ．～Ⅲ．において全国各地での実証事業や重点地域での政策課題への取組等を実施するとともに、各地域から創出された成果等の情報収集・分析・発信など、全国的な取組を推進する。

Ⅰ．地域文化クラブ活動への移行に向けた実証事業

各都道府県・市区町村の地域における文化芸術推進体制等の下で、コーディネーターの配置を含む運営団体・実施主体等の体制整備や指導者の確保、参加費用負担への支援等に関する実証事業を実施する。

Ⅱ．重点地域における政策課題への対応

地域文化芸術環境の整備に先導的に取り組む地域を重点地域として指定し、政策課題への対応を推進する。

Ⅲ．地域文化クラブ活動推進事業

文化部活動のうち、休日の活動日数・時間が多い吹奏楽部や合唱部等に対して、子供たちが身近な地域で学校の文化部活動に代わり得る継続的で質の高い多様な文化芸術活動の機会を確保できるよう、全国的な規模の文化芸術団体等を中心として、文化部活動の地域移行等の課題へ取組む実証事業を実施する。

※ 各事業の詳細は別紙「実施要領」を参照すること

3 募集対象

- (Ⅰ. について) 都道府県及び指定都市
- (Ⅱ. について) 都道府県
- (Ⅲ. について) 全国的な規模の文化芸術団体、文化施設、文化振興財団、文化協会、及び、芸術系教育機関等

4 事業期間、採択件数、規模感

別紙「実施要領」のとおり。

なお、本事業にかかる採択者の最終決定並びに契約、経費の支出に関する事、その他業務の執行に必要な事務については、令和6年度に文化庁が本募集とは別の公募により選定し事務を委託した業者（以下「文化庁事務受託業者」という。）にて行う。

5 企画提案書の提出方法等

(1) 提出書類

1. 企画提案書（様式1～3（様式3は任意団体のみ））
2. 誓約書（地方公共団体、国立大学法人、独立行政法人は除く）
3. 実施団体の組織体制が分かる資料（Ⅲ地域文化クラブ活動推進事業のみ）
4. その他必要と思われる資料

(2) 提出方法

電子ファイルは、原則として、Word、Excel、PowerPoint など編集可能な形式で提出すること。なお、企画提案書以外の提出書類で上記によりがたい場合には、PDF形式による提出を認める。

(3) 提出先

近畿日本ツーリスト株式会社 公務営業支店

文化庁文化部活動改革事務局

提出先アドレス：bukatsudou@or.knt.co.jp

提出先アドレスに加えて、CCに文化庁学校芸術教育室のアドレスを入れてください。

CCアドレス：artedu@mext.go.jp

提出に当たっては、以下について必ずご留意ください。

- ・送信メールの件名と、添付する電子ファイルには、必ず以下の例のとおり、最初に県番号と県名、又は団体名を記載すること。
(例) 【01 北海道】地域文化クラブ活動への移行に向けた実証事業企画提案書
【67 熊本市】地域文化クラブ活動への移行に向けた実証事業企画提案書
【01 北海道】重点地域における政策課題への対応企画提案書
【団体名】地域文化クラブ活動推進事業企画提案書
- ・活動チラシ等は送付しないこと。（審査に影響しません。）
- ・メール送信上の事故（未達等）について、当方は一切の責任を負わない。
- ・近畿日本ツーリスト株式会社でメール受領後、申請者に対して電子メールにより、受領確認した旨連絡する。電子ファイルの送信後、翌営業日の18時を過ぎても受領確認メールが届かない場合は、近畿日本ツーリスト株式会社内の文化庁文化部活動改革事務局まで架電すること。

(4) 提出期限

提出期限：令和6年3月15日（金）12時必着

(5) その他

- ・ 企画提案書等の作成費用については、選定結果に関わらず企画提案者の負担とする。
- ・ 提出された企画提案書等については返却しない。
- ・ 必要に応じて審査期間中に提案の詳細に関する追加資料の提出等を求めることがある。
- ・ 提出期限後の企画提案書等の提出、差替え及び訂正は原則認めない。

6 審査方法等について（Ⅱ・Ⅲ）

(1) 審査方法

提出された企画提案書に基づき、令和5年度文化庁事務受託業者が設置した企画提案書審査委員会にて予備審査・選考を実施する。その予備審査結果を踏まえ、令和6年度文化庁事務受託業者において最終決定を行う。

(2) 審査事項

別紙「審査について」のとおり。

(3) 選定結果の通知

審査委員会終了後、提案書を提出した申請者に対して審査結果を通知する。なお、提出された企画提案書及び審査委員会における審査内容については公表しない。

(4) 無効となる企画提案書

- ①企画競争に参加する者に必要な資格を有しない者の企画提案書
- ②本事業の趣旨に適合しない企画提案書
- ③書類の不備等、記載すべき事項が記載されていない企画提案書
- ④提出期限までに提出されなかった企画提案書

7 事業報告

(1) 途中報告

事業の進捗状況を適宜把握するため、実施者は文化庁または令和6年度文化庁事務受託業者の求めに応じ、事業の進捗状況を文化庁及び令和6年度文化庁事務受託業者に報告するものとする。

(2) 最終報告

実施者は、事業が終了した際には、実証の結果及び成果等をまとめた成果報告書を事業完了日から10日を経過した日、又は当該年度の3月10日（月）のいずれか早い日までに令和6年度文化庁事務委託業者に提出すること。

また、実施者は本事業で得た成果等を広く周知するために成果報告書等をHP等で公表すること。なお、同報告書等は、文化庁においても公表する場合がある。

8 事業の実施

(1) 契約予定者となった者は、企画提案書を基に事業実施条件が整い次第、令和6年度文化庁

事務受託業者と契約するものとする。なお、契約締結に当たっては、契約書を作成するものとする。契約金額については、事業内容を勘案して決定するので、企画提案書の金額と必ずしも一致するものではない。また、契約条件等が合致しない場合は、契約締結ができない場合がある。

- (2) 実施者は、契約した事業計画書に基づき事業を実施するものとし、本募集要項に定めるもののほか、別紙「文化庁委託業務実施要領」、「令和6年度文化庁活動改革（部活動の地域移行に向けた実証事業等）実施要領」、及び契約書等にて規定されている事項を遵守すること。
- (3) 実施者は、事業の実施に当たり、成果報告書のほか、対外的な発信をする際には、文化庁委託事業であることを明示すること。

9 スケジュール

- (1) 企画提案書提出締切り

令和6年3月15日（金）12時必着（厳守）

- (2) 企画提案書の審査

令和6年3月中旬（予定）

- (3) 選定結果の通知

令和6年3月下旬（予定）

- (4) 契約締結

令和6年4月上旬以降、順次締結（予定）（※）

（※）契約締結後でなければ事業に着手できないため、企画提案書作成に当たっては、事業開始日に柔軟性を持たせた上で作成する必要があることを十分留意すること。なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも周知すること。

10 誓約書の提出等

- (1) 本公募に参加を希望する者は、企画提案書の提出時に、暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。
- (2) 前項の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、もしくは誓約書に反することとなったときは、当該者の企画提案書を無効とする。
- (3) 前2項は、地方公共団体、国立大学法人、独立行政法人には適用しない。

11 問合せ先

（書類の提出に関すること）

近畿日本ツーリスト株式会社 公務営業支店

文化庁文化庁活動改革事務局 本房・田中・新澤・森田

TEL : 03-6848-8201（平日 10:00～17:00）

E-mail : bukatsudou@or.knt.co.jp

（令和6年度実証事業の内容に関すること）

文化庁参事官(芸術文化担当)付 学校芸術教育室 文化活動振興係

TEL : 03-5253-4111（内線 2832）

E-mail : artedu@mext.go.jp